

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年 6 月23日提出

【計算期間】 第 1 期特定期間
(自 平成22年10月 8 日 至 平成23年 3 月25日)

【ファンド名】 みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円
コース
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米
ドルコース
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪
ドルコース
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブ
ラジルリアルコース
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マ
ネープールファンド

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椛嶋 文雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ
	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他()	中南米	あり(フルヘッジ)
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))		アフリカ	
		中近東(中東)	なし
		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<米ドルコース/豪ドルコース/ブラジルリアルコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ
	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))	その他()	中南米	あり()
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	なし
		エマージング	

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他()	中南米	
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

<各ファンド共通>

その他資産(投資信託証券(債券 社債 低格付債))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 社債(低格付債)に投資を行います。
---------------------------	---

その他資産(投資信託証券(債券一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(除く日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(除く日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー・ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり(フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内短期公社債マザーファンドにも投資を行います。WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

b. ファンドの特色

1. 各通貨コースは、主として海外の高利回り社債（以下「ハイイールド債券」といいます。）に実質的な投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド」（以下「ハイイールド・ボンド・ファンド」という場合があります。運用：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー）と国内籍投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：新光投信株式会社）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

詳しくは後述の「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーについて」をご覧ください。

各投資信託への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ハイイールド・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

ハイイールド・ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資対象とするハイイールド・ボンド・ファンドにおいて、効率的な運用を目的として、市場金利や企業の信用状態に関連するデリバティブ取引を行う場合があります。

ハイイールド債券とは

一般に、ハイイールド債券とは、格付けがBB格相当以下の社債（企業が発行する債券）を指します。投資適格債（BBB格相当以上の債券）と比較してデフォルトリスクが高くなる（信用力が低くなる）一方で、利回り水準が高いという特徴があります。

信用格付けについては、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスなどの表示をすることがあります。各通貨コースが主要投資対象とするハイイールド・ボンド・ファンドは

BB+ 格相当以下を主な投資対象とします。

マネープールファンド

マネープールファンドは、国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、各通貨コースからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、4つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネープールファンド間でのスイッチングが可能です。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨コースは円コース、米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコースの4コースから選択できます。

スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。



ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーについて

本社所在地：米国カリフォルニア州パサデナ

設立：1971年

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（以下「ウエスタン・アセット」といいます。）は、債券運用に特化した世界有数の債券運用専門会社です。

米パサデナ本部、ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロの計7ヵ所に運用拠点を置きグローバルに運用サービスを展開しています。

ウエスタン・アセットは、ニューヨーク証券取引所に上場する米国大手資産運用持株会社、レッジ・メイソン・インクの100%子会社です。

【ウエスタン・アセットの強み】

主要国・地域および各債券セクターに配置された運用プロフェッショナルで構成されたグローバルな運用体制を持ち、債券市場全般に幅広い専門知識を有します。

※ 2011年4月末現在

主な投資制限

< 各通貨コース >

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

< マネーボールファンド >

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

< 各通貨コース >

原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日。ただし、第1期は平成22年12月27日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

< マネープールファンド >

原則として、年2回（毎年3月、9月の各月25日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年9月3日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年9月21日	ファンドの募集開始（マネープールファンドを除く）
平成22年10月8日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

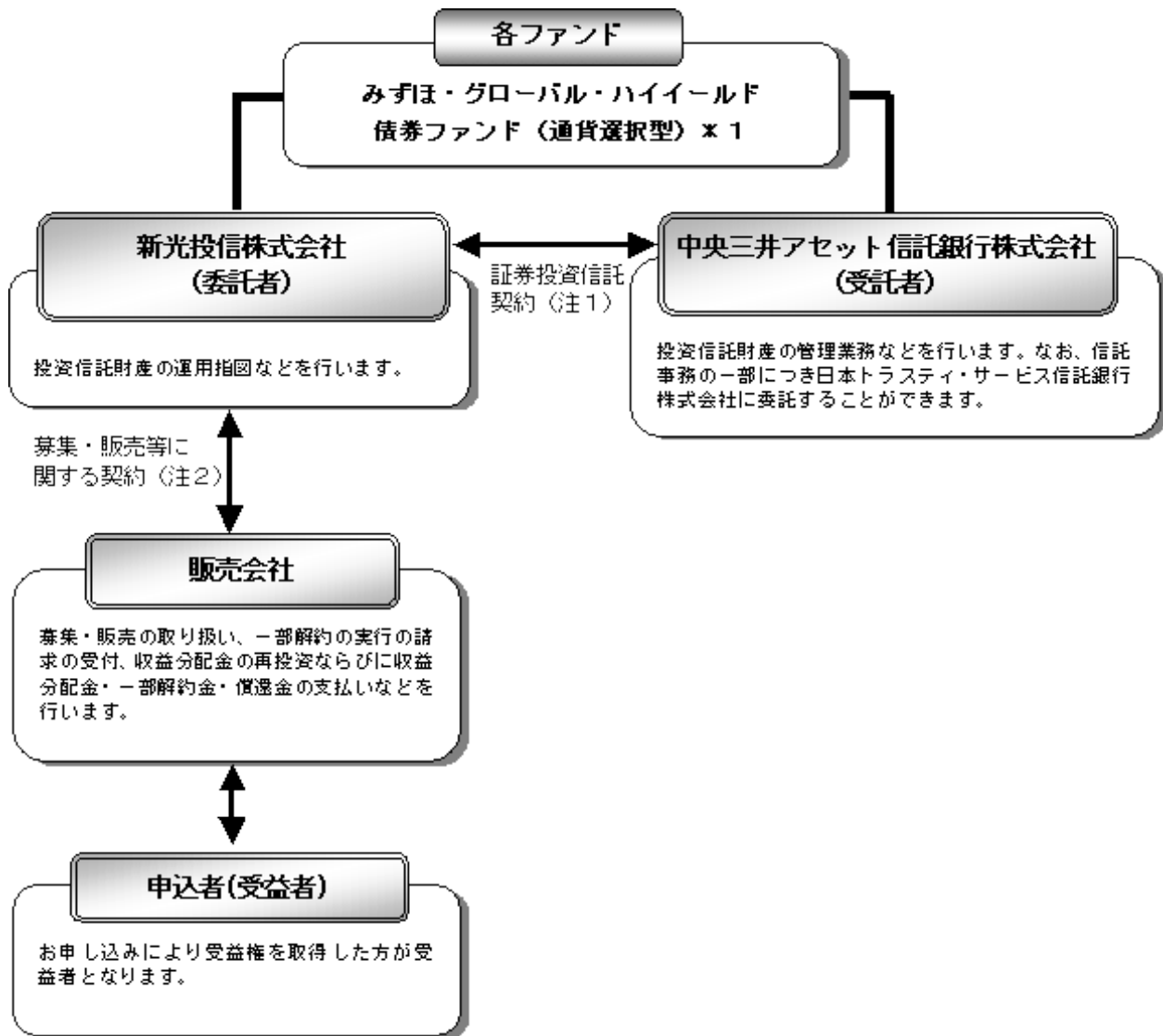
(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み

< 各通貨コース >

図中の* 1、* 2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

* 1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
* 2	J P Yクラス	U S Dクラス	A U Dクラス	B R Lクラス



（注1）証券投資信託契約

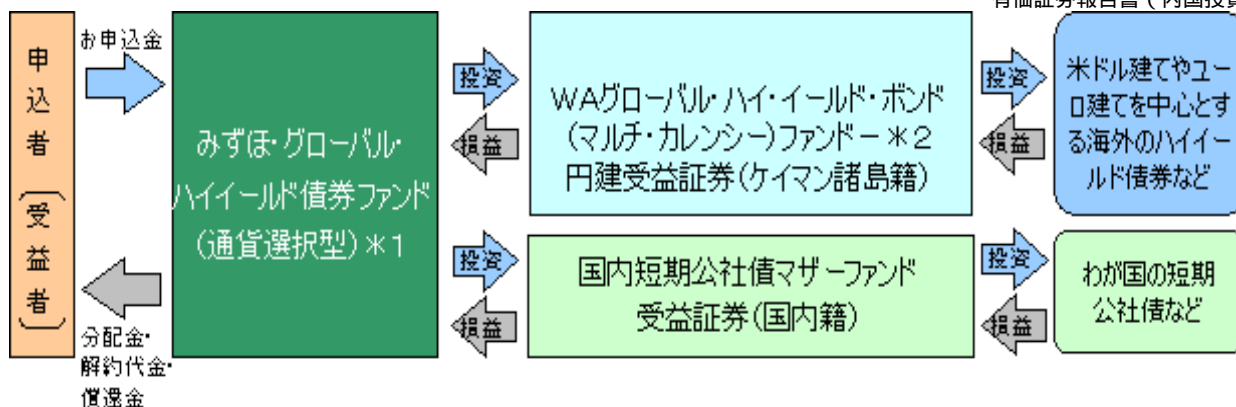
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注2）募集・販売等に関する契約

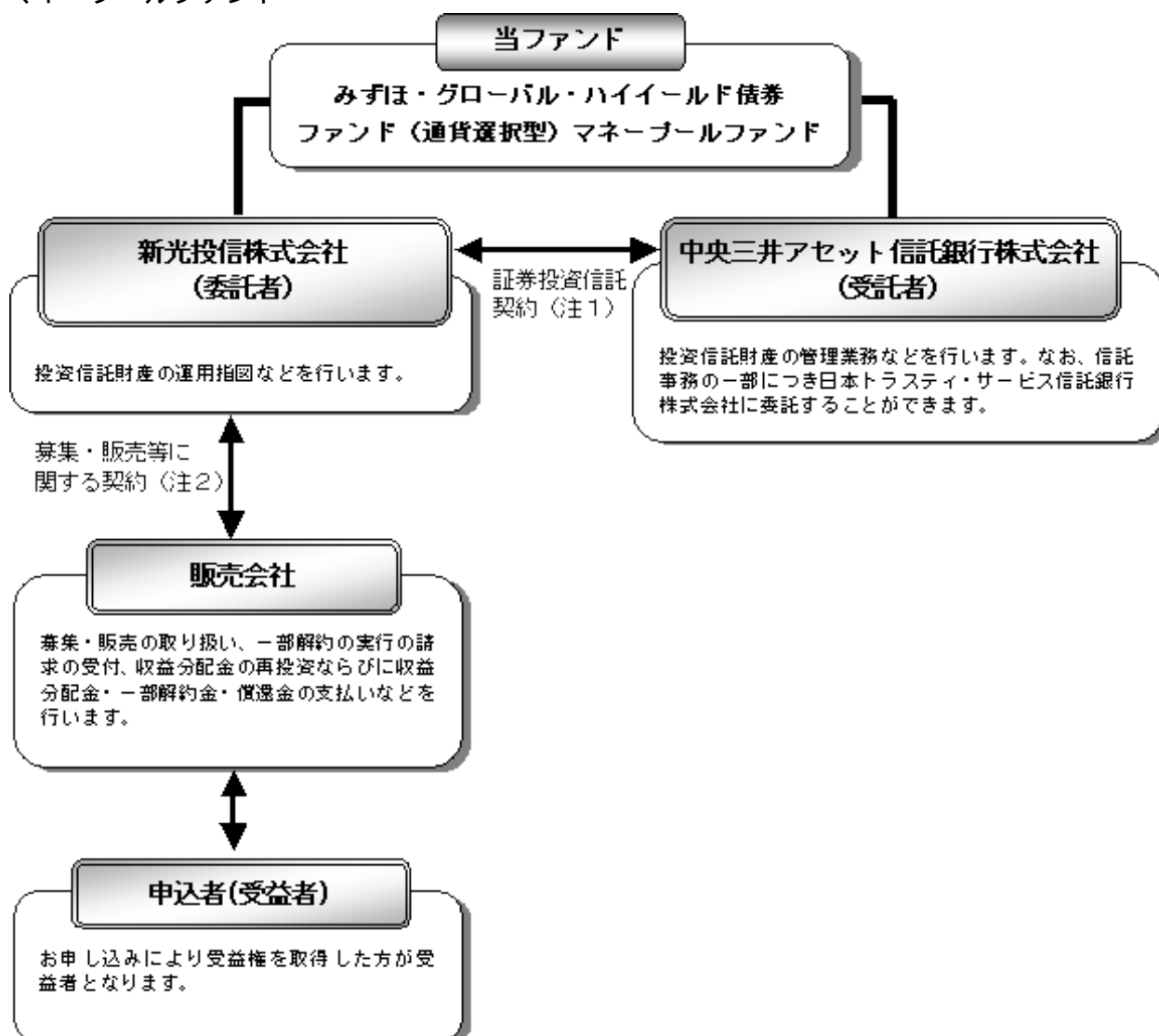
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



<マネープールファンド>



（注1）証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注2）募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成23年4月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー） ファンド
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジルリアルコース	B R Lクラス

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1.ハイイールド・ボンド・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<マネープールファンド>

国内短期公社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

<各通貨コース>

以下の投資信託証券を通じて、主として海外の高利回り社債に実質的な投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - *（以下「ハイイールド・ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	国内短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ハイイールド・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ハイイールド・ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更に より商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<マネープールファンド>

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<マネープールファンド>

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(注) マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の

「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. 国内短期公社債マザーファンドの概要」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

<各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<マネーブルファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

<各通貨コース>

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 WA グローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - *円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券

3. コマーシャル・ペーパー

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入

れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借り入れ)に限り行うことができるものとします。

(ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープールファンド>

(イ)委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)に限ります。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとし、

e. 金利先渡取引

<マネーブルファンドのみ>

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、

(ヘ)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. ハイイールド・ボンド・ファンドの概要

ファンド名	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド - JPYクラス/USDクラス/AUDクラス/BRLクラス(以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託/円建受益証券
運用方針	主として世界各国の高利回り社債に分散投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。また、効率的な運用を目的として、市場金利や企業の信用状態に関連するデリバティブ取引を行う場合があります。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として対米ドルでの為替ヘッジを行います。その上で、クラスごとに以下の為替取引を行います。 JPYクラス：原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 USDクラス：原則として、為替取引は行いません。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 BRLクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、信用格付けがBB+ / Ba 1 格相当以下の証券に純資産総額の80%以上を投資します。 ・同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないこととします。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・他のファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
主な関係法人	管理会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド 投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー 副投資顧問会社： ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(東京) ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド(シンガポール) ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド(メルボルン) ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ(サンパウロ) 受託会社兼管理事務代行会社：BNY ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店 保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.50%程度(概算) 上記料率には、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、保管受託銀行ならびに管理事務代行会社への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	監査費用、弁護士費用および登録機関兼名義書換代理人費用、当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	平成22年10月12日

2．国内短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	国内短期公社債マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年7月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

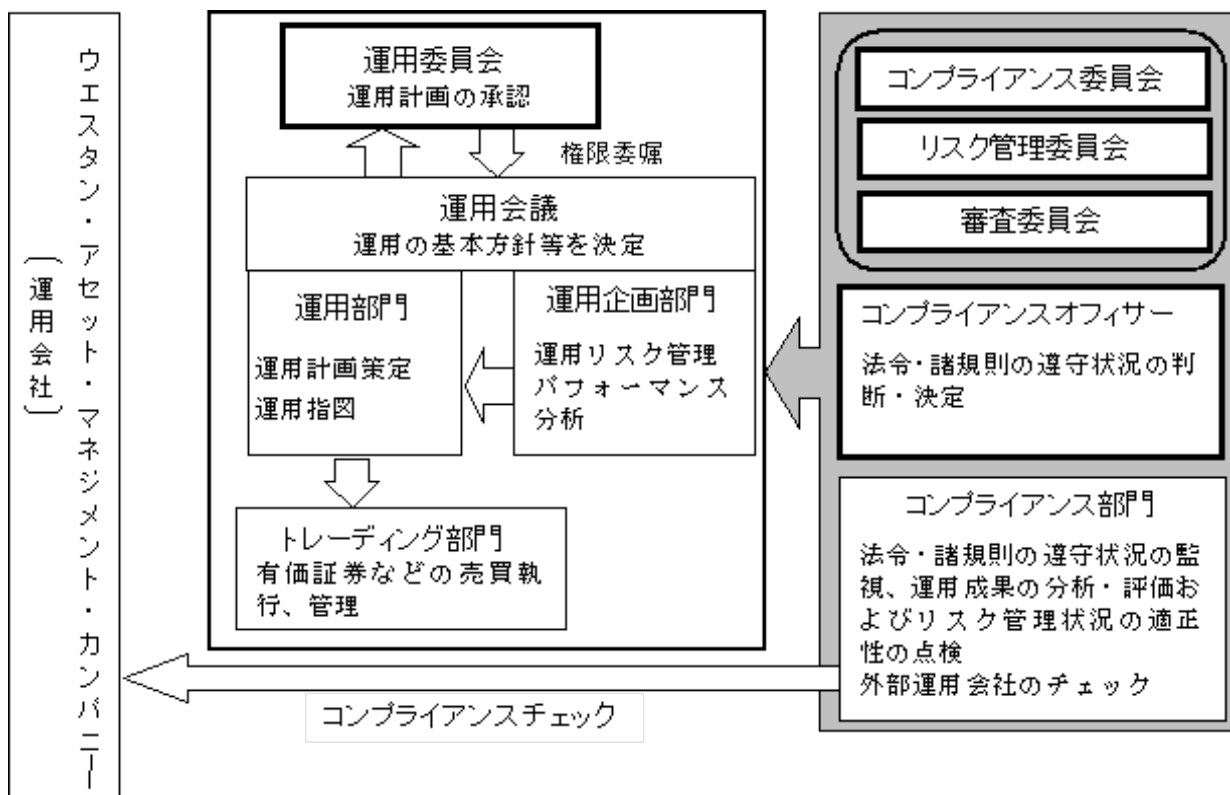
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成23年6月23日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

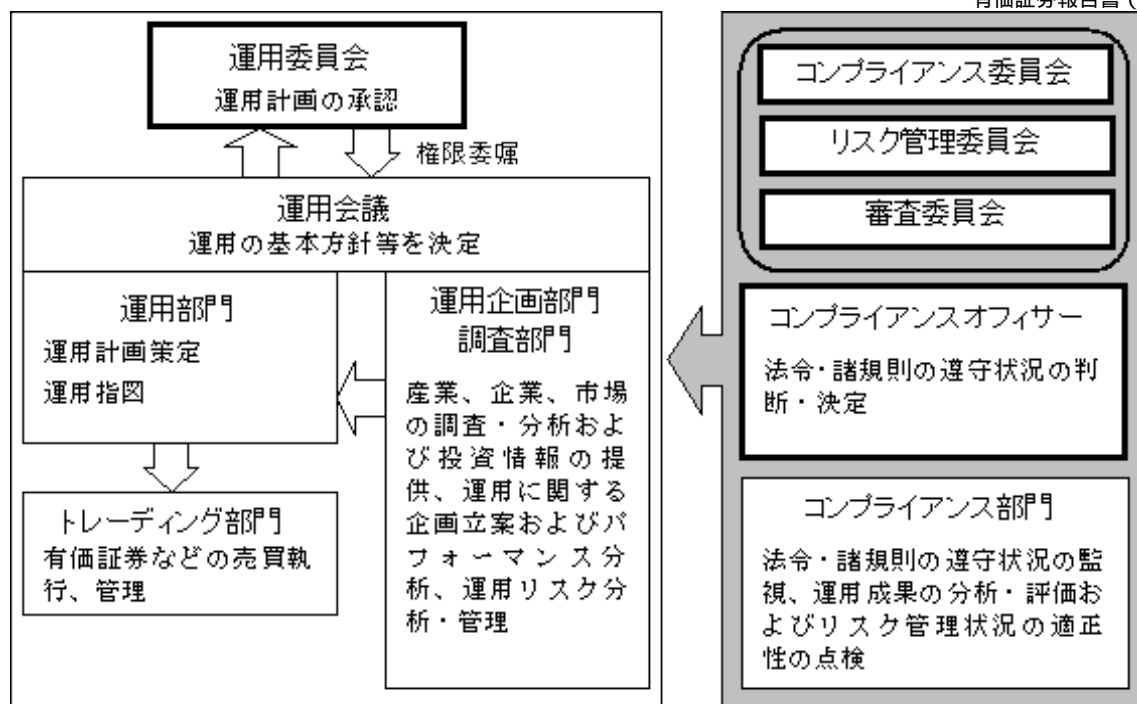
（3）【運用体制】

a．各ファンドの運用体制

<各通貨コース>



<マネープールファンド>



<各ファンド共通>

上記は平成23年6月23日現在のものであり、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

<各ファンド共通>

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、

ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【配分方針】

a．収益配分方針

<各通貨コース>

収益分配は原則として、毎月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。ただし、第1期は平成22年12月27日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．上記2．にかかわらず、上記2．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 4．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

<マネープールファンド>

収益分配は年2回、原則として、3月、9月の各月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネープールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期

以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金

日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<マネープールファンド>

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限

りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d．同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売

却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i . 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

<マネープールファンドのみ>

a . 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各通貨コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主として海外のハイイールド債券に投資する一方で、原則として当該資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。またマネープールファンドはわが国の短期公社債に実質的に投資します。

これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、各ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、各ファンドは元本が保証されているものではありません。

<各ファンド共通>

a．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、時には無価値になることもあり、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

特に各通貨コースにおいては実質的な主要投資対象がハイイールド債券となることから、投資適格の債券に投資する場合と比較して、前述のリスクが高くなります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

<各通貨コース>

d．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース（円コースを除く）

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けません。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

e．カントリーリスク

一般有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。その影響を受けて各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

f．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。

<各ファンド共通>

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ヘ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(ト) 各ファンドは、計算期間中に発生した経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて分配を行う場合があります。したがって、各ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間における各ファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の各ファンドの個別元本の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

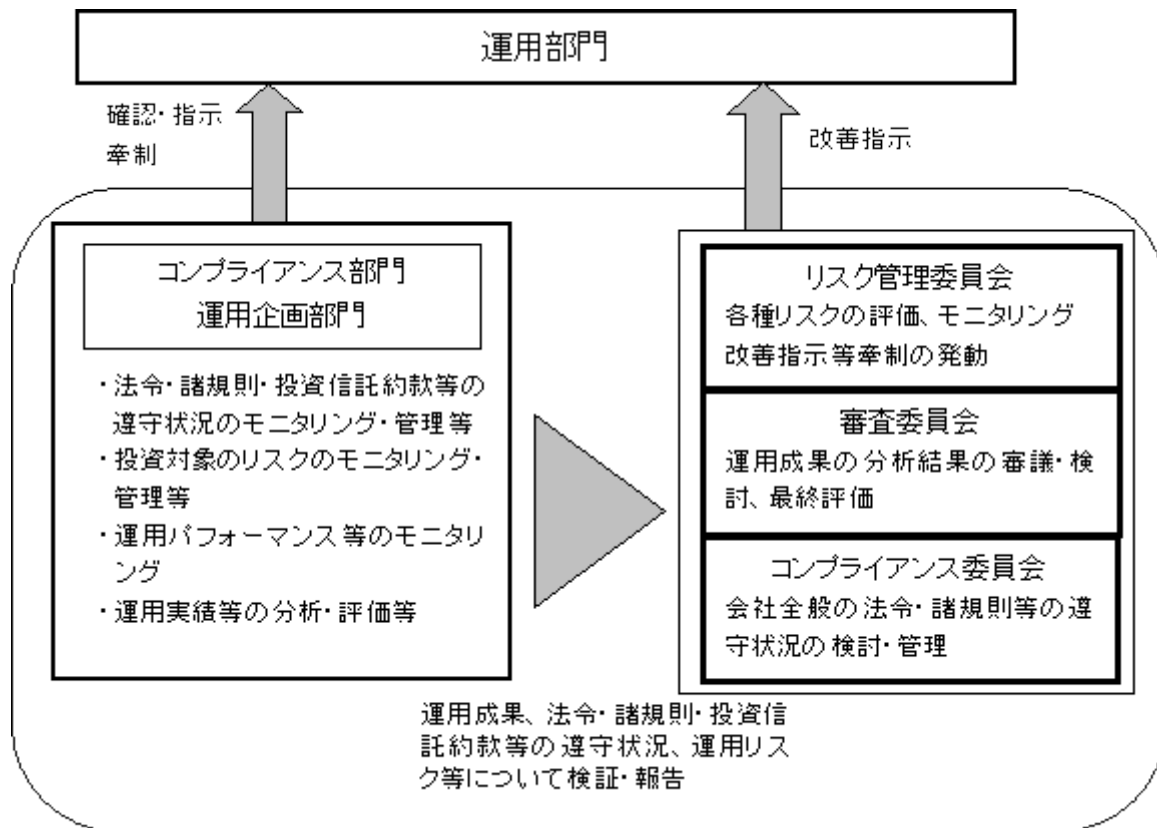
分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理

：投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

<p>ファンドの取得時にかかる費用と税金</p>	<p>●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。 マネープールファンドへのスイッチングの場合にはかかりません。</p>	
<p>ファンドの保有時にかかる費用と税金</p>	<p>●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 ※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、各通貨コースが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。</p>	
	<p>◎分配金にかかる税金（注）</p>	<p>普通分配金に対する所得税・地方税</p>
<p>ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金 （スイッチングの場合を含む。）</p>	<p>●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、マネープールファンド以外は信託財産留保額が差し引かれます。</p>	
	<p>◎解約代金・償還金にかかる税金（注）</p>	<p>譲渡益に対する所得税・地方税</p>

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

各通貨コースおよびマネープールファンド間において、乗り換え(以下「スイッチング」³といいます。)が可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)」を構成する各ファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

(2) 【換金(解約)手数料】

a. 解約時手数料

<各ファンド共通>

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

<各通貨コース>

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入る有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

<マネープールファンド>

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の113.4の率（1.134%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.3675%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.7350%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0315%（税込）

なお、上記のほか、各ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた各ファンドの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年1.634%程度（税込）となります。

・下記の*には次の表の各通貨クラスをあてはめてご覧ください。

J P Yクラス	U S Dクラス	A U Dクラス	B R Lクラス
----------	----------	----------	----------

	信託報酬 （対純資産総額・年率）
各ファンド	1.134%（税込）
WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド （マルチ・カレンシー）ファンド - *	0.500%程度（概算）
合 計	1.634%程度（税込・概算）

内国証券投資信託（親投資信託）国内短期公社債マザーファンドの信託報酬は、ありません。

上記の信託報酬の合計は、WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - *を100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。ただし、投資対象とする投資信託証券の報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券における取引頻度や資産規模などにより、実質的な負担は上記料率を上回る場合があります。

<マネーブルファンド>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下に定める信託報酬率 を乗じて得た額とします。

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

月中平均 コール・レート	信託報酬 （対純資産総額・年率）		配 分（税込）		
			委託者	販売会社	受託者
0.15%未満	年10,000分の6.300	0.0630%（税込）	0.0210%	0.0210%	0.0210%
0.15%以上0.30%未満	年10,000分の15.75	0.1575%（税込）	0.0525%	0.0525%	0.0525%
0.30%以上0.60%未満	年10,000分の31.50	0.3150%（税込）	0.1050%	0.1050%	0.1050%
0.60%以上1.00%未満	年10,000分の52.50	0.5250%（税込）	0.2100%	0.2100%	0.1050%
1.00%以上	年10,000分の63.00	0.6300%（税込）	0.3150%	0.2100%	0.1050%

（４）【その他の手数料等】

<各通貨コース>

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d．各通貨コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査費用、弁護士費用および登録機関兼名義書換代理人費用、当初設定にかかる諸費用などががかかります。

<マネープールファンド>

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

円コース

（平成23年4月28日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
----	-------	------	----	------	------

有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
					6,460,967,302	
			小 計	円	-	%
				6,460,967,302		94.3
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					1,400,835	
			小 計	円	-	%
				1,400,835		0.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				387,541,026		5.7
-	純資産総額			円	-	%
				6,849,909,163		100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

米ドルコース

（平成23年4月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				683,363,819		91.7
			小 計	円	-	%
				683,363,819		91.7
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					300,179	
			小 計	円	-	%
				300,179		0.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				61,667,902		8.3
-	純資産総額			円	-	%
				745,331,900		100.0

豪ドルコース

（平成23年4月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				8,879,169,821		98.9
			小 計	円	-	%
				8,879,169,821		98.9
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					1,200,716	
			小 計	円	-	%
				1,200,716		0.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				93,022,794		1.0
				円		%

-	純資産総額	8,973,393,331	-	100.0
---	-------	---------------	---	-------

ブラジルリアルコース

(平成23年4月28日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円 31,088,624,235	時価	% 93.1
			小計	円 31,088,624,235	-	% 93.1
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	円 6,403,819	時価	% 0.0
			小計	円 6,403,819	-	% 0.0
その他 資産	コール・ローン等		日本他	円 2,309,307,189	負債控除後の 取得価額	% 6.9
-	純資産総額			円 33,404,335,243	-	% 100.0

マネープールファンド

(平成23年4月28日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	円 990,591	時価	% 99.0
			小計	円 990,591	-	% 99.0
その他 資産	コール・ローン等		日本	円 9,738	負債控除後の 取得価額	% 1.0
-	純資産総額			円 1,000,329	-	% 100.0

(参考)

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

<国内短期公社債マザーファンド>

(平成23年4月28日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	日本	円 2,619,698,398	時価	% 98.7
			小計	円 2,619,698,398	-	% 98.7
その他資産	コール・ローン等		日本	円 33,214,627	負債控除後の 取得価額	% 1.3
-	純資産総額			円 2,652,913,025	-	% 100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

円コース

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-JPYクラス	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	6,336,145,241	1.0100	6,450,966,791	1.0197	6,460,967,302	94.32
2	国内短期公社債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	1,392,481	1.0060	1,400,835	1.0060	1,400,835	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成23年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.32
親投資信託	0.02
合計	94.34

株式業種別投資比率(平成23年4月28日現在)

該当事項はありません。

米ドルコース

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-USDクラス	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	661,661,328	1.0100	674,409,338	1.0328	683,363,819	91.68
2	国内短期公社債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	298,389	1.0060	300,179	1.0060	300,179	0.04

種類別投資比率(平成23年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	91.68
親投資信託	0.04
合計	91.72

株式業種別投資比率(平成23年4月28日現在)

該当事項はありません。

豪ドルコース

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-AUDクラス	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	7,868,814,092	1.1000	8,712,084,566	1.1284	8,879,169,821	98.94
2	国内短期公社債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	1,193,555	1.0060	1,200,716	1.0060	1,200,716	0.01

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.94
親投資信託	0.01
合計	98.96

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

ブラジルリアルコース

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-BRLクラス	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	29,000,582,309	1.0500	30,561,766,996	1.0720	31,088,624,235	93.06
2	国内短期公社債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	6,365,626	1.0060	6,403,819	1.0060	6,403,819	0.01

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.06
親投資信託	0.01
合計	93.08

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

マネープールファンド

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	984,683	1.0059	990,492	1.0060	990,591	99.02

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	99.02
合計	99.02

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

各ファンド共通

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンド共通

該当事項はありません。

（参考）

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

< 国内短期公社債マザーファンド >

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面 (円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	第169回国庫短期証券	日本	国債証券	890,000,000	99.99	889,970,433	99.99	889,970,433	0.0000	2011.05.09	33.54
2	第182回国庫短期証券	日本	国債証券	890,000,000	99.98	889,826,745	99.98	889,826,745	0.0000	2011.07.04	33.54
3	第175回国庫短期証券	日本	国債証券	840,000,000	99.98	839,901,220	99.98	839,901,220	0.0000	2011.06.06	31.65

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.74
合計	98.74

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

円コース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	3,702,345,050	3,720,967,981	9,940	9,990
	第2期計算期間末	4,282,921,035	4,304,166,685	10,080	10,130
	第3期計算期間末	5,224,654,657	5,250,271,448	10,198	10,248
	第4期計算期間末 (平成23年3月25日)	5,868,275,370	5,897,104,839	10,178	10,228
平成22年10月末日		2,200,349,528	-	10,021	-
平成22年11月末日		3,095,785,006	-	9,896	-
平成22年12月末日		3,711,501,009	-	9,964	-
平成23年1月末日		4,530,058,143	-	10,129	-
平成23年2月末日		5,347,431,533	-	10,201	-
平成23年3月末日		6,208,338,453	-	10,182	-
平成23年4月末日		6,849,909,163	-	10,264	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。以下同じ。

米ドルコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	561,559,759	564,336,544	10,112	10,162
	第2期計算期間末	620,750,377	623,789,791	10,212	10,262
	第3期計算期間末	737,199,254	740,797,327	10,244	10,294
	第4期計算期間末 (平成23年3月25日)	742,323,163	745,995,225	10,108	10,158
平成22年10月末日		416,568,208	-	9,927	-
平成22年11月末日		536,170,063	-	10,209	-
平成22年12月末日		556,445,407	-	10,019	-
平成23年1月末日		636,916,936	-	10,223	-
平成23年2月末日		743,069,490	-	10,243	-
平成23年3月末日		769,128,480	-	10,381	-
平成23年4月末日		745,331,900	-	10,414	-

豪ドルコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	3,402,186,640	3,431,991,539	10,273	10,363
	第2期計算期間末	4,572,831,182	4,613,054,803	10,232	10,322
	第3期計算期間末	6,087,195,165	6,139,692,976	10,436	10,526
	第4期計算期間末 (平成23年3月25日)	7,159,304,076	7,221,280,051	10,397	10,487
平成22年10月末日		1,799,069,087	-	9,836	-
平成22年11月末日		2,345,702,935	-	9,932	-
平成22年12月末日		3,403,716,277	-	10,277	-
平成23年1月末日		5,036,661,182	-	10,275	-
平成23年2月末日		6,278,366,086	-	10,507	-
平成23年3月末日		7,796,037,677	-	10,780	-
平成23年4月末日		8,973,393,331	-	11,311	-

ブラジルリアルコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	11,333,658,947	11,506,047,118	9,862	10,012
	第2期計算期間末	14,235,596,482	14,447,872,781	10,059	10,209
	第3期計算期間末	20,617,385,642	20,923,414,418	10,106	10,256
	第4期計算期間末 (平成23年3月25日)	24,548,736,543	24,918,798,523	9,951	10,101
平成22年10月末日		8,384,109,628	-	9,629	-
平成22年11月末日		9,941,756,414	-	9,838	-
平成22年12月末日		11,346,082,365	-	9,869	-
平成23年1月末日		15,854,212,866	-	10,021	-
平成23年2月末日		21,407,020,999	-	10,129	-
平成23年3月末日		27,272,486,905	-	10,341	-
平成23年4月末日		33,404,335,243	-	10,830	-

マネープールファンド

(単位：円)

期 間	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末 (平成23年3月25日)	1,000,274	1,000,274	10,003	10,003
平成22年10月末日	1,000,071	-	10,001	-
平成22年11月末日	1,000,127	-	10,001	-

平成22年12月末日	1,000,186	-	10,002	-
平成23年1月末日	1,000,243	-	10,002	-
平成23年2月末日	1,000,207	-	10,002	-
平成23年3月末日	1,000,266	-	10,003	-
平成23年4月末日	1,000,329	-	10,003	-

【分配の推移】

円コース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	50円
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	50円
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	50円
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	50円

米ドルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	50円
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	50円
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	50円
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	50円

豪ドルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	90円
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	90円
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	90円
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	90円

ブラジルリアルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
------	-----	------------

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	150円
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	150円
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	150円
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	150円

マネープールファンド

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成23年3月25日)	0円

【収益率の推移】

円コース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	0.1%
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	1.9%
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	1.7%
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	0.3%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。以下同じ。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。以下同じ。

米ドルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	1.6%
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	1.5%
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	0.8%
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	0.8%

豪ドルコース

特定期間	決算期	収益率
	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	3.6%

第1期特定期間	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	0.5%
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	2.9%
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	0.5%

ブラジルリアルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年12月27日)	0.1%
	第2期計算期間 (平成23年1月25日)	3.5%
	第3期計算期間 (平成23年2月25日)	2.0%
	第4期計算期間 (平成23年3月25日)	0.0%

マネープールファンド

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成23年3月25日)	0.03%

(注) 収益率は小数第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

円コース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	3,780,086,257口	55,500,000口
	第2期計算期間	530,543,793口	6,000,000口
	第3期計算期間	887,328,283口	13,100,000口
	第4期計算期間	750,387,624口	107,852,069口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。以下同じ。

米ドルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	555,357,049口	0口
	第2期計算期間	52,525,828口	0口
	第3期計算期間	112,031,922口	300,000口
	第4期計算期間	29,197,621口	14,400,000口

豪ドルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
	第1期計算期間	3,311,655,494口	0口

第1期特定期間	第2期計算期間	1,174,085,821口	16,450,000口
	第3期計算期間	1,544,501,287口	180,702,428口
	第4期計算期間	1,107,129,318口	54,000,000口

ブラジルリアルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	11,497,944,749口	5,400,000口
	第2期計算期間	2,824,121,031口	164,912,473口
	第3期計算期間	6,322,402,407口	72,237,312口
	第4期計算期間	4,425,147,658口	156,267,391口

マネープールファンド

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	1,000,000口	0口

(注) 第1期計算期間の設定口数は、当初の自己設定口数です。

< 参考情報 >

運用実績

2011年4月28日現在

円コース

<基準価額・純資産の推移>

2010年10月8日～2011年4月28日



<分配の推移>

2011年4月	50円
2011年3月	50円
2011年2月	50円
2011年1月	50円
2010年12月	50円
直近1年累計	250円
設定来累計	250円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバルハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-JPYクラス	94.32%
国内短期公社債マザーファンド	0.02%
合計	94.34%

<年間収益率の推移>

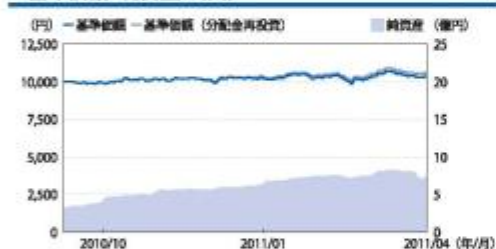
暦年ベース



米ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年10月8日～2011年4月28日



<分配の推移>

2011年4月	50円
2011年3月	50円
2011年2月	50円
2011年1月	50円
2010年12月	50円
直近1年累計	250円
設定来累計	250円

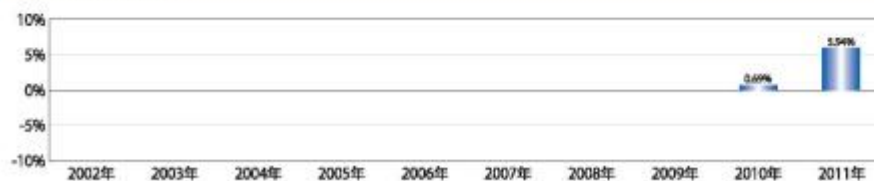
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバルハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-USDクラス	91.68%
国内短期公社債マザーファンド	0.04%
合計	91.72%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金は1万口当たり・税引後の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2010年については設定時から12月末日まで、2011年については年初から4月末日までの収益率をそれぞれ記載しています。

-当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

-表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

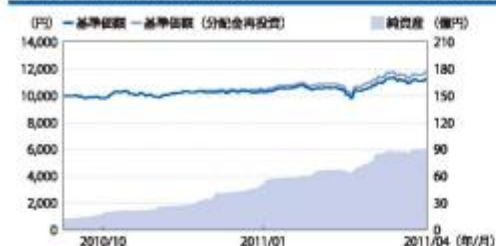
-最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

2011年4月28日現在

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年10月8日～2011年4月28日



<分配の推移>

2011年4月	90円
2011年3月	90円
2011年2月	90円
2011年1月	90円
2010年12月	90円
直近1年累計	450円
設定来累計	450円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバルハイイールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-AUDクラス	98.94%
国内短期公社債マザーファンド	0.01%
合計	98.96%

暦年ベース

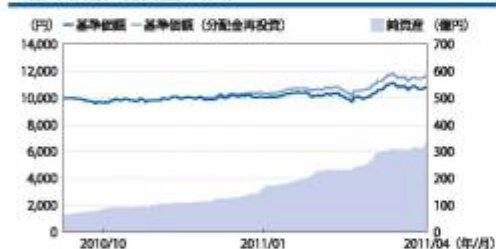
<年間収益率の推移>



ブラジルリアルコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年10月8日～2011年4月28日



<分配の推移>

2011年4月	150円
2011年3月	150円
2011年2月	150円
2011年1月	150円
2010年12月	150円
直近1年累計	750円
設定来累計	750円

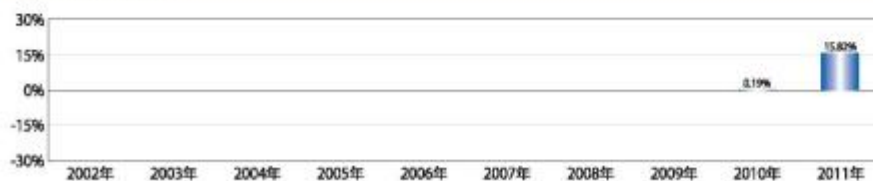
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
WAグローバルハイイールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンド-BRLクラス	93.06%
国内短期公社債マザーファンド	0.01%
合計	93.08%

暦年ベース

<年間収益率の推移>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配金は1万口当たり・税引後の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2010年については設定時から12月末日まで、2011年については年初から4月末日までの収益率をそれぞれ記載しています。

-当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 -表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 -最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

11

運用実績

2011年4月28日現在

マネーパブルファンド

<基準価額・純資産の推移>

2010年10月8日～2011年4月28日

<分配の推移>



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引前の分配金を出ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年3月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※分配は1万円当たり・取引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	97.78%
その他資産	2.22%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄(国内短期公社債マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第169回国庫短期証券	2011/05/09	0.0000%	33.54%
第182回国庫短期証券	2011/07/04	0.0000%	33.54%
第175回国庫短期証券	2011/06/06	0.0000%	31.65%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:3銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2010年については設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については年当初から4月末までの収益率を記載しています。

WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンドの組入公社債上位5銘柄(4月21日現在)

銘柄名	クーポン	償還日	比率
SPRINT CAPITAL CORP	8.750%	2032/03/15	2.07%
SIMMONS FOODS INC	10.500%	2017/11/01	1.32%
ENERGY FUTURE/EFIH FINAN	10.000%	2020/12/01	1.28%
INTL LEASE FINANCE CORP	8.250%	2020/12/15	1.27%
MIDWEST VANADIUM PTY LTD	11.500%	2018/02/15	1.13%

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド(マルチ・カレンシー)ファンドの組入公社債を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

12

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1

円)で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）」構成ファンドのうち償還予定のファンドを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）*自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の*には次の表の各ファンドの名称をあてはめてご覧ください。

円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	マネープールファンド
------	--------	--------	------------	------------

(ハ) 当初申込期間（各通貨コースのみ）の取得申し込みの受付は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間の取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、継続申込期間において以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
円コース、米ドルコース、豪ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日

ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日
------------	--

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

す。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日
円コース、米ドルコース、豪ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日
ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ケイマンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

<各通貨コース>

投資対象	評価方法
------	------

外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

<マネープールファンド>

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年9月25日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

<各通貨コース>

各ファンドの計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年10月8日から平成22年12月27日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<マネープールファンド>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月26日から9月25日まで、9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年10月8日から平成23年3月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得な

い事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったハイイールド・ボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. ハイイールド・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合
2. ハイイールド・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたいがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたいがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたいがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたいがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面

決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の場合を除きます。）または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

各通貨コースについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

マネーパールファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h．信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i．信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1．投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条第1項により、平成22年10月8日から平成22年12月27日までであります。第2期計算期間は、平成22年12月28日から平成23年1月25日まで、第3期計算期間は、平成23年1月26日から平成23年2月25日、第4期計算期間は、平成23年2月26日から平成23年3月25日までであります。

したがって、第1期特定期間は、平成22年10月8日から平成23年3月25日までであります。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年10月8日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期特定期間末 (平成23年3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		350,724,336
投資信託受益証券		5,752,801,879
親投資信託受益証券		1,400,696
未収利息		421
流動資産合計		6,104,927,332
資産合計		6,104,927,332
負債の部		
流動負債		
未払金		110,000,000
未払収益分配金		28,829,469
未払解約金		92,980,243
未払受託者報酬		133,814
未払委託者報酬		4,683,424
その他未払費用		25,012
流動負債合計		236,651,962
負債合計		236,651,962
純資産の部		
元本等		
元本		5,765,893,888
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		102,381,482
（分配準備積立金）		91,599,685
元本等合計		5,868,275,370
純資産合計		5,868,275,370
負債純資産合計		6,104,927,332

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期特定期間 自平成22年10月8日 至平成23年3月25日
営業収益	
受取配当金	131,737,406
受取利息	68,320
有価証券売買等損益	57,102,575
営業収益合計	188,908,301
営業費用	
受託者報酬	544,679
委託者報酬	19,063,739
その他費用	102,690
営業費用合計	19,711,108
営業利益	169,197,193
経常利益	169,197,193
当期純利益	169,197,193
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	225,381
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,869,363
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,181
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,828,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,144,852
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,001,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,143,768
分配金	94,314,841
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,381,482

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	1,465,110,000円
期中追加設定元本額	4,483,235,957円
期中一部解約元本額	182,452,069円
2. 特定期間末日における受益権の総数	5,765,893,888口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	<p>(1) 第1期計算期間（平成22年10月8日から平成22年12月27日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,779,985円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,480,963円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は33,260,948円（1万口当たり89.29円）であり、うち18,622,931円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(2) 第2期計算期間（平成22年12月28日から平成23年1月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,829,358円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（20,969,889円）、信託約款に定める収益調整金（9,641,400円）及び分配準備積立金（9,146,022円）より分配対象収益は65,586,669円（1万口当たり154.34円）であり、うち21,245,650円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成23年1月26日から平成23年2月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,187,030円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（46,918,084円）、信託約款に定める収益調整金（17,809,560円）及び分配準備積立金（37,587,986円）より分配対象収益は133,502,660円（1万口当たり260.55円）であり、うち25,616,791円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成23年2月26日から平成23年3月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,814,292円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（35,973,819円）及び分配準備積立金（88,614,862円）より分配対象収益は156,402,973円（1万口当たり271.23円）であり、うち28,829,469円（1万口当たり50円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]	
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	15,811,214
親投資信託受益証券	139
合 計	15,811,075

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0178円 (10,178円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド (マルチ・カレンシー) ファンド - J P Y ク ラス	5,685,148,611	5,752,801,879	
	投資信託受益証券小計	5,685,148,611	5,752,801,879	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,392,481	1,400,696	
	親投資信託受益証券小計	1,392,481	1,400,696	
	有 価 証 券 合 計	-	5,754,202,575	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条第1項により、平成22年10月8日から平成22年12月27日までであります。第2期計算期間は、平成22年12月28日から平成23年1月25日まで、

第3期計算期間は、平成23年1月26日から平成23年2月25日、第4期計算期間は、平成23年2月26日から平成23年3月25日までであります。

したがって、第1期特定期間は、平成22年10月8日から平成23年3月25日までであります。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年10月8日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期特定期間末 (平成23年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		23,736,282
投資信託受益証券		722,605,779
親投資信託受益証券		300,149
未収利息		28
流動資産合計		746,642,238
資産合計		746,642,238
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		3,672,062
未払受託者報酬		17,880
未払委託者報酬		625,799
その他未払費用		3,334
流動負債合計		4,319,075
負債合計		4,319,075
純資産の部		
元本等		
元本		734,412,420
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,910,743
（分配準備積立金）		13,093,774
元本等合計		742,323,163
純資産合計		742,323,163
負債純資産合計		746,642,238

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期特定期間 自平成22年10月8日 至平成23年3月25日
営業収益	
受取配当金	19,568,399
受取利息	8,921
有価証券売買等損益	1,094,072
営業収益合計	18,483,248
営業費用	
受託者報酬	83,710
委託者報酬	2,929,766
その他費用	15,789
営業費用合計	3,029,265
営業利益	15,453,983
経常利益	15,453,983
当期純利益	15,453,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	158,067
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,713,174
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,713,174
剰余金減少額又は欠損金増加額	328,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	328,147
分配金	13,086,334
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,910,743

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	328,480,000円
期中追加設定元本額	420,632,420円
期中一部解約元本額	14,700,000円
2. 特定期間末日における受益権の総数	734,412,420口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	<p>(1) 第1期計算期間（平成22年10月8日から平成22年12月27日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,076,890円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,959,878円）、信託約款に定める収益調整金（942,727円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は8,979,495円（1万口当たり161.66円）であり、うち2,776,785円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(2) 第2期計算期間（平成22年12月28日から平成23年1月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,820,635円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（5,245,905円）、信託約款に定める収益調整金（1,580,391円）及び分配準備積立金（5,259,983円）より分配対象収益は15,906,914円（1万口当たり261.65円）であり、うち3,039,414円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成23年1月26日から平成23年2月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,075,972円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（597,124円）、信託約款に定める収益調整金（4,923,058円）及び分配準備積立金（11,586,374円）より分配対象収益は21,182,528円（1万口当たり294.33円）であり、うち3,598,073円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成23年2月26日から平成23年3月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,324,416円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,862,349円）及び分配準備積立金（12,441,420円）より分配対象収益は20,628,185円（1万口当たり280.86円）であり、うち3,672,062円（1万口当たり50円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]	
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,733,745
親投資信託受益証券	30
合 計	10,733,715

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0108円 (10,108円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
投資信託 受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マ ルチ・カレンシー）ファンド - US Dクラス	721,379,434	722,605,779	
	投資信託受益証券小計	721,379,434	722,605,779	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	298,389	300,149	
	親投資信託受益証券小計	298,389	300,149	
	有 価 証 券 合 計	-	722,905,928	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条第1項により、平成22年10月8日から平成22年12月27日までであります。第2期計算期間は、平成22年12月28日から平成23年1月25日まで、第3期計算期間は、平成23年1月26日から平成23年2月25日、第4期計算期間は、平成23年2月26日から

平成23年3月25日までであります。

したがって、第1期特定期間は、平成22年10月8日から平成23年3月25日までであります。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年10月8日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期特定期間末 (平成23年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		551,184,286
投資信託受益証券		6,845,584,376
親投資信託受益証券		1,200,596
未収利息		663
流動資産合計		7,397,969,921
資産合計		7,397,969,921
負債の部		
流動負債		
未払金		170,000,000
未払収益分配金		61,975,975
未払解約金		979,900
未払受託者報酬		157,788
未払委託者報酬		5,522,683
その他未払費用		29,499
流動負債合計		238,665,845
負債合計		238,665,845
純資産の部		
元本等		
元本		6,886,219,492
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		273,084,584
（分配準備積立金）		157,405,001
元本等合計		7,159,304,076
純資産合計		7,159,304,076
負債純資産合計		7,397,969,921

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成22年10月8日 至平成23年3月25日
営業収益	
受取配当金	214,547,677
受取利息	81,306
有価証券売買等損益	124,684,972
営業収益合計	339,313,955
営業費用	
受託者報酬	555,893
委託者報酬	19,456,381
その他費用	104,631
営業費用合計	20,116,905
営業利益	319,197,050
経常利益	319,197,050
当期純利益	319,197,050
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,810,987
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	151,179,714
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	151,179,714
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,978,887
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,978,887
分配金	184,502,306
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	273,084,584

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しておりま す。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び 親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落 ち日において、当該収益分配金額を計上してお ります。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	1,256,400,000円
期中追加設定元本額	5,880,971,920円
期中一部解約元本額	251,152,428円
2. 特定期間末日における受益権 の総数	6,886,219,492口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	<p>(1) 第1期計算期間（平成22年10月8日から平成22年12月27日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,095,751円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（66,251,631円）、信託約款に 定める収益調整金（13,913,988円）及び分配準備積立金（0円）より分配対 象収益は121,261,370円（1万口当たり366.15円）であり、うち29,804,899円 （1万口当たり90円）を分配しております。</p> <p>(2) 第2期計算期間（平成22年12月28日から平成23年1月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,969,338円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益 調整金（50,843,965円）及び分配準備積立金（77,264,274円）より分配対 象収益は168,077,577円（1万口当たり376.06円）であり、うち40,223,621円 （1万口当たり90円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成23年1月26日から平成23年2月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,901,743円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（68,690,974円）、信託約款に 定める収益調整金（96,065,799円）及び分配準備積立金（85,944,286円） より分配対象収益は306,602,802円（1万口当たり525.60円）であり、うち 52,497,811円（1万口当たり90円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成23年2月26日から平成23年3月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（62,636,988円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益 調整金（137,014,613円）及び分配準備積立金（156,743,988円）より分配 対象収益は356,395,589円（1万口当たり517.52円）であり、うち61,975,975 円（1万口当たり90円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]	
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	20,194,435
親投資信託受益証券	119
合 計	21,194,316

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0397円 (10,397円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
投資信託 受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マ ルチ・カレンシー）ファンド - AUDクラス	6,623,049,900	6,845,584,376	
	投資信託受益証券小計	6,623,049,900	6,845,584,376	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,193,555	1,200,596	
	親投資信託受益証券小計	1,193,555	1,200,596	
	有 価 証 券 合 計	-	6,846,784,972	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条第1項により、平成22年10月8日から平成22年12月27日までであります。第2期計算期間は、平成22年12月28日から平成23年1月25日まで、第3期計算期間は、平成23年1月26日から平成23年2月25日、第4期計算期間は、平成23年2月26日から

平成23年3月25日までであります。

したがって、第1期特定期間は、平成22年10月8日から平成23年3月25日までであります。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年10月8日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期特定期間末 (平成23年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,738,365,668
投資信託受益証券		23,715,159,000
親投資信託受益証券		6,403,183
未収利息		2,091
流動資産合計		25,459,929,942
資産合計		25,459,929,942
負債の部		
流動負債		
未払金		490,000,000
未払収益分配金		370,061,980
未払解約金		31,180,534
未払受託者報酬		551,326
未払委託者報酬		19,296,470
その他未払費用		103,089
流動負債合計		911,193,399
負債合計		911,193,399
純資産の部		
元本等		
元本		24,670,798,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		122,062,126
（分配準備積立金）		169,956,014
元本等合計		24,548,736,543
純資産合計		24,548,736,543
負債純資産合計		25,459,929,942

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期特定期間 自平成22年10月8日 至平成23年3月25日
営業収益	
受取配当金	1,164,177,517
受取利息	277,217
有価証券売買等損益	265,537,817
営業収益合計	898,916,917
営業費用	
受託者報酬	1,963,756
委託者報酬	68,731,419
その他費用	370,885
営業費用合計	71,066,060
営業利益	827,850,857
経常利益	827,850,857
当期純利益	827,850,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,943,422
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	195,146,663
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,651,931
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,494,732
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,360,998
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,030
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,479,968
分配金	1,060,755,226
期末剰余金又は期末欠損金()	122,062,126

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	6,451,708,000円
期中追加設定元本額	18,617,907,845円
期中一部解約元本額	398,817,176円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は122,062,126円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	24,670,798,669口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	<p>(1) 第1期計算期間（平成22年10月8日から平成22年12月27日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（263,606,121円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（34,556,041円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は298,162,162円（1万口当たり259.43円）であり、うち172,388,171円（1万口当たり150円）を分配しております。</p> <p>(2) 第2期計算期間（平成22年12月28日から平成23年1月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（202,627,219円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（63,575,382円）、信託約款に定める収益調整金（94,286,037円）及び分配準備積立金（90,324,315円）より分配対象収益は450,812,953円（1万口当たり318.54円）であり、うち212,276,299円（1万口当たり150円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成23年1月26日から平成23年2月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（274,333,023円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（31,206,811円）、信託約款に定める収益調整金（205,532,352円）及び分配準備積立金（183,210,767円）より分配対象収益は694,282,953円（1万口当たり340.28円）であり、うち306,028,776円（1万口当たり150円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成23年2月26日から平成23年3月25日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（358,335,509円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（325,419,034円）及び分配準備積立金（181,682,485円）より分配対象収益は865,437,028円（1万口当たり350.78円）であり、うち370,061,980円（1万口当たり150円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	366,775,345
親投資信託受益証券	637
合 計	366,774,708

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9951円 (9,951円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マ ルチ・カレンシー）ファンド - B R Lクラス	24,174,474,007	23,715,159,000	
	投 資 信 託 受 益 証 券 小 計	24,174,474,007	23,715,159,000	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	6,365,626	6,403,183	
	親 投 資 信 託 受 益 証 券 小 計	6,365,626	6,403,183	
	有 価 証 券 合 計	-	23,721,562,183	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第36条第1項により、平成22年10月8日から平成23年3月25日までであります。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年10月8日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		第1期
		(平成23年3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		10,000
親投資信託受益証券		990,492
流動資産合計		1,000,492
資産合計		1,000,492
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		136
未払委託者報酬		82
流動負債合計		218
負債合計		218
純資産の部		
元本等		
元本		1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		274
(分配準備積立金)		425
元本等合計		1,000,274
純資産合計		1,000,274
負債純資産合計		1,000,492

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成22年10月8日 至平成23年3月25日
営業収益	
有価証券売買等損益	492
営業収益合計	492
営業費用	
受託者報酬	136
委託者報酬	82
営業費用合計	218
営業利益	274
経常利益	274
当期純利益	274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	274

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円
2. 計算期間末日における受益権 の総数	1,000,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (425円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収 益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)よ り分配対象収益は425円(1万口当たり4.25円) であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する 法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、 信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対し て投資として運用することを目的としておりま す。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証 券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資 信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場 リスク、信用リスク及び流動性リスクを有して おります。

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期 [平成23年 3月25日現在]	
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成23年 3月25日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券		492
合 計		492

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期 [平成23年 3月25日現在]	
	該当事項はありません。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日	
	該当事項はありません。	

（1口当たり情報）

	第1期 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0003円 (10,003円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	984,683	990,492	
	合 計	984,683	990,492	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）の各通貨コースは、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - JPYクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - USDクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - AUDクラス」及び「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - BRLクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）の各通貨コース及びみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - JPYクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - USDクラス」、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - AUDクラス」及び「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド - BRLクラス」は、「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド

」の個別クラスとなっております。

「WAグローバル・ハイ・イールド・ボンド（マルチ・カレンシー）ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。

同ファンドの「純資産計算書」及び「投資有価証券明細表」は、同ファンドの受託会社兼管理事務代行会社であるBNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドから入手した平成23年1月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

（1）純資産計算書（2011年1月31日現在）

個別クラス	口数	1口当たり純資産（円換算）	純資産（円換算）
J P Yクラス	4,382,247,181	1.0087	4,420,260,323
U S Dクラス	605,352,272	1.0118	612,466,559
A U Dクラス	4,776,768,350	1.0196	4,870,415,106
B R Lクラス	15,180,703,602	0.9902	15,031,519,839
合計	24,945,071,405		24,934,661,827

（2）投資有価証券明細表

2011年1月31日現在

投資有価証券	通貨	額面	時価（円換算）
ACCO BRANDS CORP	USD	1,000,000.00	92,577,421
AES CORPORATION	USD	1,000,000.00	88,685,892
ABENGOA FINANCE SAU	USD	2,250,000.00	179,957,603
AFFINITY GROUP INC	USD	260,000.00	21,567,262
AGUILA 3 SA	USD	300,000.00	25,069,638
AMGH MERGER SUB INC	USD	230,000.00	20,044,445
ALLIANCE ONE INTERNATIONAL INC	USD	2,000,000.00	172,046,534
ALLY FINANCIAL INC	USD	1,500,000.00	133,950,516
ALLY FINANCIAL INC	USD	1,500,000.00	138,866,131
AMER AIRLN PT TRS 11-1	USD	2,080,000.00	170,834,016
AMERICAN GREETINGS	USD	2,440,000.00	207,398,001
AMERICAN REPROGRAPHICS C	USD	1,000,000.00	86,842,536
APPLETON PAPERS INC	USD	1,480,000.00	124,586,269
APPLETON PAPERS INC	USD	1,000,000.00	71,276,421
ARDAGH PACKAGING FINANCE	USD	1,440,000.00	127,707,685
ATKORE INTERNATIONAL INC	USD	590,000.00	51,599,623
AVIV HEALTHCARE PROPERTI	USD	190,000.00	15,994,183
EN GERMANY HOLDINGS BV	EUR	460,000.00	52,701,337
PRIORY GROUP LTD	GBP	150,000.00	19,685,039
BELDEN & BLAKE CORP	USD	1,500,000.00	120,739,800
BERRY PETROLEUM CO	USD	1,730,000.00	144,568,245
BERRY PLASTICS CORP	USD	800,000.00	69,146,321
BIOMET INC	USD	1,000,000.00	91,758,152
BOISE CASCADE LLC	USD	390,000.00	31,472,227
BOYD GAMING CORP	USD	380,000.00	32,455,350
BRIGHAM EXPLORATION CO	USD	500,000.00	44,957,398
SYNIVERSE HOLDINGS INC	USD	910,000.00	79,399,476
BUMBLE BEE ACQUISITION CO	USD	1,000,000.00	87,354,580
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	USD	1,000,000.00	86,228,085
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	USD	3,700,000.00	322,833,033
CDW LLC/CDW FINANCE	USD	1,350,000.00	116,822,669
CF INDUSTRIES INC	USD	1,500,000.00	136,561,937
CIT GROUP INC	USD	1,130,000.00	93,387,473
CRC HEALTH CORP	USD	2,350,000.00	192,528,265

CABLEVISION SYSTEMS CORP	USD	100,000.00	8,704,735
CABLEVISION SYSTEMS CORP	USD	1,200,000.00	106,668,851
CALFRAC HOLDINGS LP	USD	290,000.00	24,412,174
CALPINE CORP	USD	1,930,000.00	160,095,445
CALPINE CORP	USD	1,250,000.00	103,944,781
CARRIZO OIL & GAS INC	USD	1,160,000.00	99,786,990
CHESAPEAKE ENERGY CORP	USD	800,000.00	67,999,345
CHESAPEAKE ENERGY CORP	USD	360,000.00	30,784,041

投資有価証券	通貨	額面	時価(円換算)
CHESAPEAKE ENERGY CORP	USD	2,000,000.00	169,588,727
CINCINNATI BELL INC	USD	410,000.00	32,750,287
CITADEL BROADCASTING COR	USD	1,000,000.00	87,252,171
CITYCENTER HLDGS/FINANCE	USD	1,090,000.00	93,095,609
CLEARWATER PAPER CORP	USD	600,000.00	50,999,508
COGENT COMMUNICATIONS GR	USD	810,000.00	68,517,532
COMMSCOPE INC	USD	300,000.00	25,499,754
CIE GEN GEOPHYSIQUE	USD	600,000.00	54,932,001
CONCHO RESOURCES INC	USD	2,550,000.00	217,792,479
CONSOL ENERGY INC	USD	810,000.00	72,001,475
CONTL AIRLINES 2007-1	USD	2,221,459.26	184,044,788
CONTL AIRLINES 2000-1	USD	473,064.67	39,531,867
CROSTEX ENERGY LP/CROSS	USD	1,000,000.00	88,685,892
DAE AVIATION HOLDINGS	USD	2,040,000.00	175,069,638
DANA HOLDING CORP	USD	410,000.00	34,093,888
DAVITA INC	USD	1,630,000.00	135,543,995
DELTA AIR LINES 2007-1 B	USD	2,182,096.38	185,923,336
DENBURY RESOURCES INC	USD	800,000.00	72,177,618
DIRECTBUY HOLDINGS INC	USD	580,000.00	43,597,411
DISH DBS CORP	USD	950,000.00	82,403,121
DUNKIN FINANCE CORP	USD	1,430,000.00	119,498,607
EXCO RESOURCES INC	USD	1,120,000.00	91,758,152
DISH DBS CORP	USD	4,150,000.00	355,296,575
EL PASO CORPORATION	USD	1,200,000.00	100,081,042
EL POLLO LOCO	USD	1,750,000.00	148,031,706
EMPIRE TODAY LLC	USD	180,000.00	15,226,118
ENERGY FUTURE HOLDINGS	USD	250,000.00	15,258,889
ENERGY FUTURE/EFIH FINAN	USD	3,250,000.00	282,399,332
ENERGY TRANSFER EQUITY	USD	600,000.00	52,535,638
ENTERPRISE PRODUCTS OPER	USD	2,000,000.00	170,817,631
FGI OPER CO INC	USD	1,000,000.00	87,456,988
FMG RESOURCES AUG 2006	USD	240,000.00	20,301,491
FMG RESOURCES AUG 2006	USD	750,000.00	62,136,449
FED FARM CRD DISCOUNT NOTE	USD	5,000,000.00	409,177,863
FANNIE DISCOUNT NOTE	USD	2,500,000.00	204,766,303
FIRST DATA CORPORATION	USD	40,670.00	3,365,288
FIRST DATA CORPORATION	USD	2,280,000.00	172,783,877
ENTERPRISE INNS PLC	GBP	316,000.00	36,908,136
FLORIDA EAST RR	USD	870,000.00	73,949,287
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	USD	2,000,000.00	207,751,270
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	USD	1,000,000.00	96,014,665
FORESIGHT ENERGY LL/CORP	USD	1,000,000.00	87,764,214
FRAC TECH SVCS/FRAC TECH	USD	960,000.00	80,517,778
FREESCALE SEMICONDUCTOR	USD	1,000,000.00	87,866,623

投資有価証券	通貨	額面	時価(円換算)
FRESENIUS US FINANCE II	USD	1,500,000.00	141,170,326
GEO GROUP INC/THE	USD	1,000,000.00	86,023,267
ALLY FINANCIAL INC	USD	550,000.00	50,917,582
GEORGIA GULF CORPORATION	USD	1,000,000.00	90,426,839
GIRAFFE ACQUISITION CORP	USD	1,660,000.00	143,478,617
HCA INC	USD	1,800,000.00	159,081,599
HCA HOLDINGS INC	USD	700,000.00	59,786,171
HAPAG-LLOYD AG	USD	1,750,000.00	158,426,184
HARRAHS OPERATING CO INC	USD	1,300,000.00	85,736,523
HARRAHS OPERATING CO INC	USD	1,000,000.00	92,987,056
HERCULES INC	USD	1,050,000.00	68,818,614
HERCULES OFFSHORE LLC	USD	1,710,000.00	123,283,631
HEXION US FIN/NOVA SCOTI	USD	290,000.00	25,362,527
HORIZON LINES INC	USD	1,040,000.00	79,772,243
INERGY LP/INERGY FIN	USD	340,000.00	28,586,351
INMARSAT FINANCE PLC	USD	3,500,000.00	304,665,738
INTELSAT JACKSON HLDG	USD	1,000,000.00	88,276,258
INTELSAT JACKSON HLDG	USD	1,870,000.00	162,778,552
INTERNATIONAL COAL GROUP	USD	190,000.00	16,967,065
INTL LEASE FINANCE CORP	USD	2,150,000.00	197,280,026
INTL LEASE FINANCE CORP	USD	1,250,000.00	114,057,636
INTL LEASE FINANCE CORP	USD	350,000.00	31,255,120
JABIL CIRCUIT INC	USD	530,000.00	42,769,949
JARDEN CORP	USD	710,000.00	56,423,071
KANSAS CITY SOUTHERN MEX	USD	1,500,000.00	133,796,903
KANSAS CITY SOUTHERN MEX	USD	510,000.00	42,357,242
KEY ENERGY SERVICES INC	USD	1,631,000.00	142,308,291
KINDER MORGAN FINANCE	USD	540,000.00	44,019,335
KRATOS DEFENSE & SEC	USD	860,000.00	78,647,796
LYONDELL CHEMICAL COMPANY	USD	900,000.00	82,305,833
LANDRY'S HOLDINGS INC	USD	1,200,000.00	97,329,182
LANDRY'S RESTAURANT INC	USD	1,000,000.00	88,685,892
LANDRY'S RESTAURANT INC	USD	150,000.00	13,302,884
LAREDO PETROLEUM INC	USD	630,000.00	53,807,554
LEVEL 3 FINANCING INC	USD	600,000.00	49,770,605
LEVEL 3 FINANCING INC	USD	750,000.00	61,445,191
LINN ENERGY LLC	USD	1,000,000.00	85,613,633
LYONDELL CHEMICAL CO	USD	1,200,000.00	112,076,028
MGM RESORTS INTL	USD	1,000,000.00	77,625,758
MGM RESORTS INTL	USD	750,000.00	57,451,253
MGM RESORTS INTL	USD	1,350,000.00	127,744,552
MARKWEST ENERGY PART/FIN	USD	340,000.00	28,412,256
MICHAELS STORES INC	USD	2,500,000.00	205,841,389
MIRANT MID ATLANTIC TRST	USD	1,948,588.84	180,395,329

投資有価証券	通貨	額面	時価(円換算)
MIRANT AMERICAS GENR INC	USD	1,600,000.00	135,015,566
MOHEGAN TRIBAL GAMING	USD	1,540,000.00	106,926,921
MURRAY ENERGY GROUP	USD	1,000,000.00	86,842,536
NCL CORP LTD	USD	2,800,000.00	246,026,544
NRG ENERGY INC	USD	1,800,000.00	153,367,196
NXP BV/NXP FUNDING LLC	USD	1,500,000.00	139,019,744
NAVIOS MARITIME HLDS/FIN	USD	390,000.00	31,152,712
NAVIOS MARITIME ACQ CORP	USD	1,500,000.00	124,119,286
NEIMAN MARCUS GROUP INC	USD	820,000.00	62,141,570
NES RENTALS HOLDINGS	USD	1,630,000.00	127,531,542

NETFLIX INC	USD	925,000.00	85,634,114
NEWPAGE CORP	USD	1,060,000.00	87,059,643
NIELSEN FINANCE LLC/CO	USD	2,100,000.00	184,519,908
NORTHEAST GENERATION CO	USD	1,251,914.13	105,797,308
NOVELIS INC	USD	880,000.00	78,313,944
OASIS PETROLEUM INC	USD	440,000.00	36,768,802
OFFSHORE GROUP INVST LTD	USD	1,000,000.00	91,143,700
OVERSEAS SHIPHOLDING GROUP INC	USD	390,000.00	31,951,499
OXFORD INDUSTRIES INC	USD	950,000.00	87,948,550
PACKAGING DYNAMICS CORP	USD	350,000.00	29,212,068
PACKAGING DYNAMICS FIN	USD	790,000.00	68,929,215
PEABODY ENERGY CORP	USD	1,100,000.00	101,384,565
PEABODY ENERGY CORP	USD	1,040,000.00	90,422,743
PETCO ANIMAL SUPPLIES IN	USD	870,000.00	76,622,153
PETROPLUS FINANCE LTD	USD	1,800,000.00	142,122,727
PHILLIPS-VAN HEUSEN	USD	260,000.00	22,765,443
PIONEER NATURAL RESOURCE	USD	1,000,000.00	87,612,731
PLAINS EXPLORATION & PRODUCTION CO	USD	500,000.00	45,571,850
POLYPORE INTERNATIONAL I	USD	70,000.00	5,935,605
PRECISION DRILLING CORP	USD	400,000.00	33,876,782
PRIMUS TELECOMMUNICATION	USD	160,000.00	13,206,620
QVC INC	USD	2,000,000.00	172,046,534
QUALITY DISTRIB/QD CAP	USD	900,000.00	76,499,263
QUICKSILVER RESOURCES IN	USD	1,390,000.00	133,237,752
REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	USD	3,260,000.00	280,435,851
RAILAMERICA INC	USD	500,000.00	45,213,420
REALOGY CORP	USD	2,550,000.00	206,912,256
REALOGY CORP	USD	400,000.00	32,770,768
REGENCY ENERGY PARTNERS	USD	350,000.00	29,462,969
RELIANT ENERGY MID-ATLAN	USD	3,940,000.00	348,615,435
RENT-A-CENTER INC	USD	350,000.00	28,244,306
RESIDENTIAL CAPITAL LLC	USD	670,000.00	55,714,403
DYN-RSTN/DNKM PT TRUST B	USD	1,320,000.00	102,736,359
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	USD	420,000.00	29,936,097

投資有価証券	通貨	額面	時価(円換算)
RSC EQUIPMENT RENT/RSC HLDGS	USD	720,000.00	60,314,599
RYERSON HOLDING CORP	USD	1,500,000.00	64,517,450
RYERSON INC	USD	1,100,000.00	95,526,790
SANDRIDGE ENERGY INC	USD	1,000,000.00	84,384,729
SENECA GAMING CORP	USD	600,000.00	50,139,276
SERVICE CORP INTL	USD	390,000.00	31,152,712
SIMMONS FOODS INC	USD	480,000.00	42,274,291
SOLO CUP/SOLO CUP OP COR	USD	1,000,000.00	86,432,902
SOLUTIA INC	USD	1,000,000.00	90,426,839
SOTHEBY'S	USD	670,000.00	60,517,369
SPRINT CAPITAL CORP	USD	2,460,000.00	180,378,502
SPRINT CAPITAL CORP	USD	1,000,000.00	85,306,407
SPRINT NEXTEL CORP	USD	1,250,000.00	108,809,192
STANDARD PACIFIC CORP	USD	820,000.00	68,103,801
SYNCREON GLOBAL IRE/FIN	USD	2,340,000.00	196,980,993
CENGAGE LEARNING ACQ INC	USD	1,500,000.00	127,805,997
CENGAGE LEARNING ACQ INC	USD	1,750,000.00	151,974,439
TPC GROUP LLC	USD	1,000,000.00	87,149,762
TENET HEALTHCARE CORP	USD	1,030,000.00	99,046,575
UNIVISION COMMUNICATIONS	USD	500,000.00	43,728,494
UNIVISION COMMUNICATIONS	USD	1,890,000.00	160,261,347

VANGUARD HEALTH SYSTEMS	USD	80,000.00	4,063,575
VANGUARD HLT HDG LLC/INC	USD	1,000,000.00	84,179,912
VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	USD	1,200,000.00	105,931,509
VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	USD	170,000.00	14,432,451
VISKASE COS INC	USD	1,000,000.00	86,228,085
WEST CORP	USD	1,000,000.00	87,866,623
WEST CORP	USD	680,000.00	57,799,443
WHITING PETROLEUM CORP	USD	600,000.00	50,692,282
WIND ACQUISITION FIN SA	USD	1,510,000.00	128,039,489
WIND ACQUISITION HOLDING	USD	902,062.00	85,727,668
WINDSTREAM CORP	USD	1,000,000.00	84,589,546
WYLE SERVICES CORP	USD	1,800,000.00	146,362,445
HBOS PLC	EUR	721,000.00	66,036,084
ELM BV (SWISS REIN CO)	EUR	900,000.00	91,233,292
TVN FIN CORP III AB	EUR	100,000.00	11,288,330
EUROPCAR GROUPE SA	EUR	465,000.00	53,927,047
LABCO SAS	EUR	300,000.00	34,454,678
POLISH TELEV HOLDING BV	EUR	300,000.00	36,076,491
BOARDRIDERS SA	EUR	750,000.00	90,980,568
CONVATEC HEALTHCARE	EUR	740,000.00	88,520,723
HEIDELBERGCEMENT FINANCE	EUR	500,000.00	58,968,887
合計			20,823,833,398

通貨：EUR = ユーロ、GBP = 英ポンド、USD = 米ドル

「国内短期公社債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	[平成23年 3月25日現在]
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,018,570
国債証券	2,619,632,021
未収利息	16
流動資産合計	2,633,650,607
資産合計	2,633,650,607
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,618,139,994
剰余金	
剰余金又は欠損金()	15,510,613
元本等合計	2,633,650,607
純資産合計	2,633,650,607
負債純資産合計	2,633,650,607

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

[平成23年 3月25日現在]	
1. 国債証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成23年 3月25日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券		244,021
合 計		244,021

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成22年10月 8日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[平成23年 3月25日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0059円 (10,059円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備 考
国債証券	第164回国庫短期証券	890,000,000	889,937,542	
	第169回国庫短期証券	890,000,000	889,879,279	
	第175回国庫短期証券	840,000,000	839,815,200	
合 計		2,620,000,000	2,619,632,021	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年4月28日現在）

「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コース」

資産総額	7,130,556,645 円
負債総額	280,647,482 円
純資産総額 (-)	6,849,909,163 円
発行済口数	6,673,537,527 口
1万口当たり純資産額 (/)	10,264 円

「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコース」

資産総額	887,960,906 円
負債総額	142,629,006 円
純資産総額（ - ）	745,331,900 円
発行済口数	715,679,590 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,414 円

「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース」

資産総額	9,538,227,937 円
負債総額	564,834,606 円
純資産総額（ - ）	8,973,393,331 円
発行済口数	7,933,613,734 口
1万口当たり純資産額（ / ）	11,311 円

「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」

資産総額	34,762,896,494 円
負債総額	1,358,561,251 円
純資産総額（ - ）	33,404,335,243 円
発行済口数	30,843,070,113 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,830 円

「みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド」

資産総額	1,000,373 円
負債総額	44 円
純資産総額（ - ）	1,000,329 円
発行済口数	1,000,000 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,003 円

（参考）

「国内短期公社債マザーファンド」

資産総額	2,652,913,025 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	2,652,913,025 円
発行済口数	2,637,027,464 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,060 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

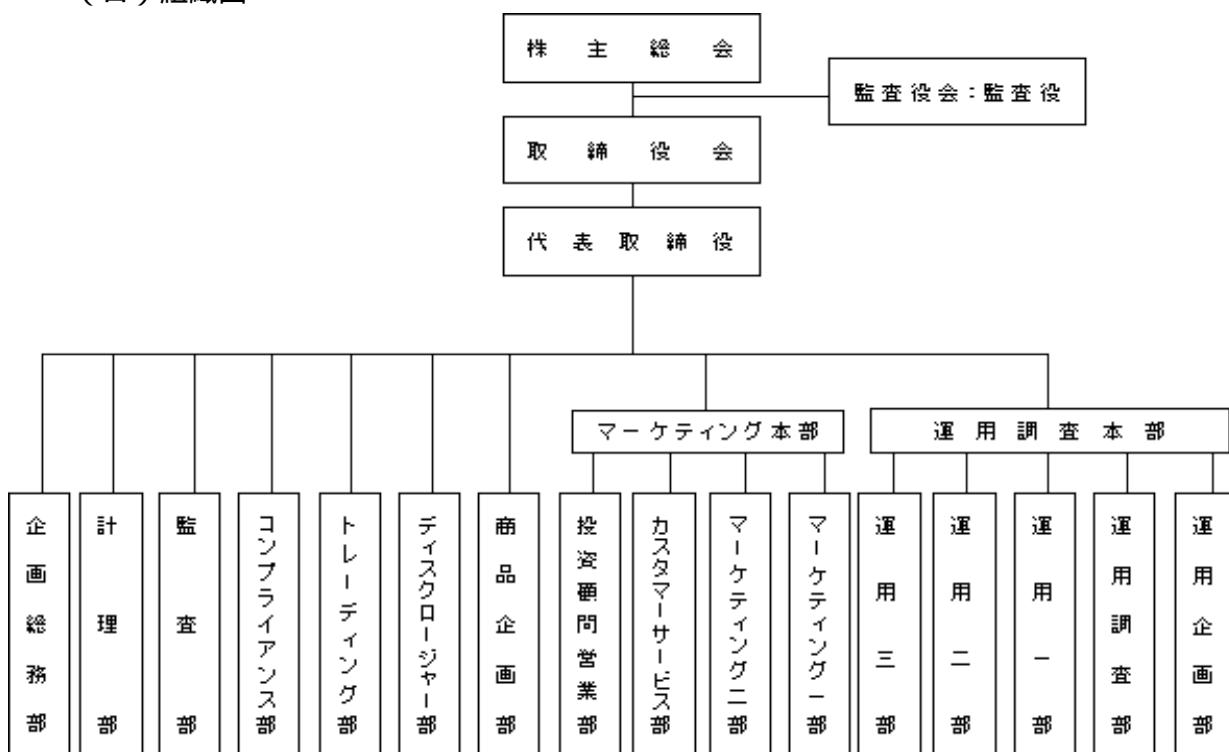
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

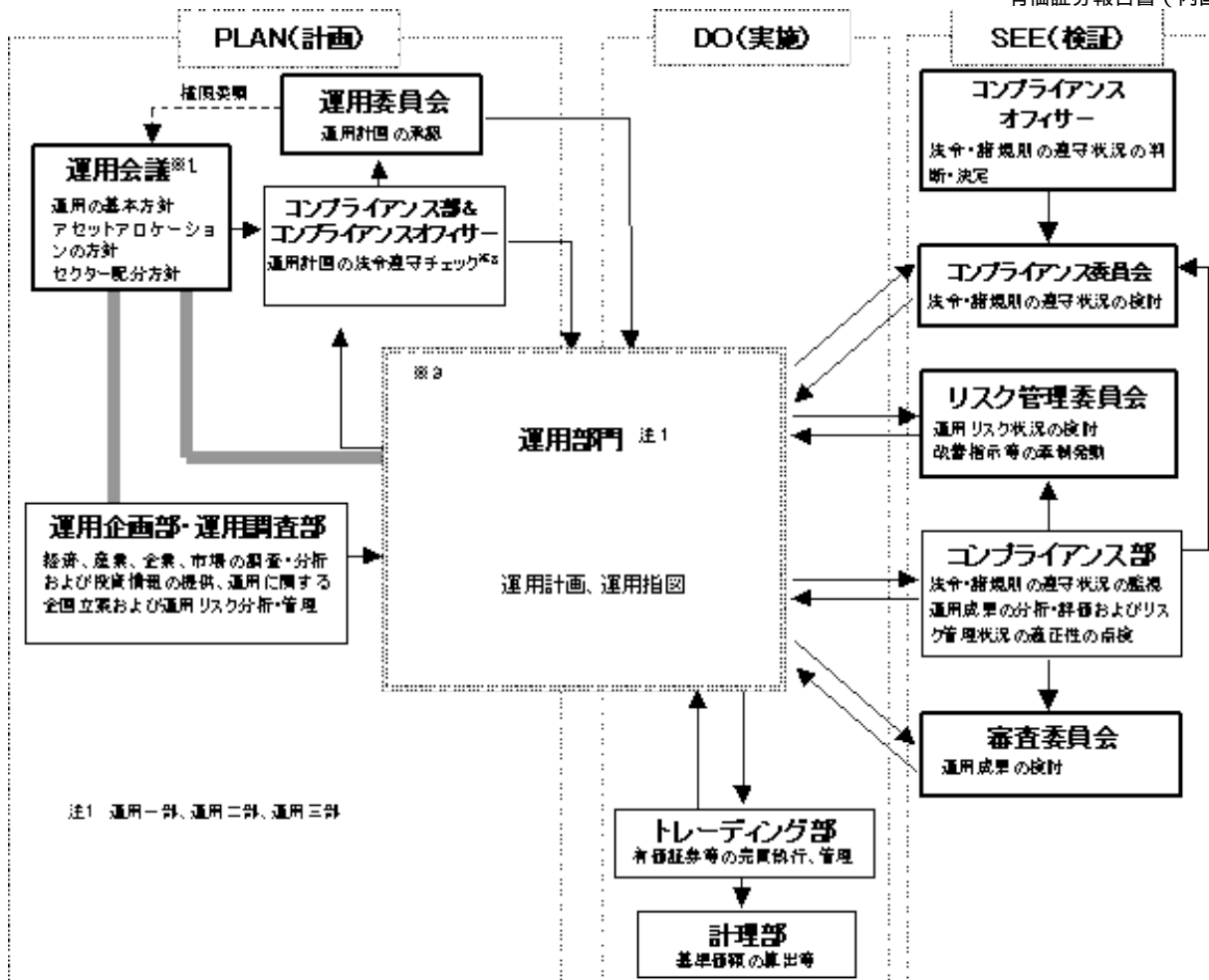
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部・運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年4月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	183	2,070,134
株式投資信託（合計）	154	1,640,420
単位型	2	7,470
追加型	152	1,632,950
公社債投資信託（合計）	29	429,713
単位型	2	934
追加型	27	428,779

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	-	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 24,796	2 25,487
器具・備品（純額）	2 38,095	2 43,414
リース資産（純額）	2 13,067	2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 73,596	3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	31	-
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123

長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	1 714,037	1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	6,074	6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,742	227,077
評価・換算差額等合計	107,742	227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	-	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	1 5,826,460	1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,000	2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422

受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	3 335	3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	-	17,772
ゴルフ会員権評価損	-	5,500
過年度減価償却費	41,013	-
本社移転費用	24,575	-
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	4 472,673	4 734,171
法人税等調整額	106,678	3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-

当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	6,074
当期変動額		
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	1,457	753
当期末残高	6,074	6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	500,670	107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	392,928	119,335
当期変動額合計	392,928	119,335
当期末残高	107,742	227,077
純資産合計		

前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	392,928	119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を除 く)については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8~47年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 (リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
2. 固定資産の減価償却 の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産

<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。</p> <p>この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> <p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p>
---------------------	--	--

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
-----------------------------------	--	---

会計処理方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円</p> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 177,141千円</p>	<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 639,627千円</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円</p> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 202,238千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	643	113	-	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融

商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

(注)非上場株式(貸借対照表計上額296,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

当事業年度(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
	合計	8,686,616	9,069,481	382,865

(注)非上場株式(貸借対照表計上額249,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	863,276	923,938
(2)年金資産(千円)	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	99,674	74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	295,854	358,725
(7)前払年金費用(千円)	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	171,861	163,241

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成21年4月1日)	当事業年度 (自平成22年4月1日)

	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,343	82,778
(2)利息費用(千円)	17,358	21,581
(3)期待運用収益(減算)(千円)	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	141,279	124,813
(7)その他(千円)(注2)	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	154,016	138,708

(注)1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 24,086千円,当事業年度 23,250千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 143,338	評価性引当額 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 190,313	前払年金費用 212,388
その他 5,036	その他 1,733
繰延税金負債合計 195,349	繰延税金負債合計 214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 138,637	流動資産 - 繰延税金資産 169,661
固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320	固定資産 - 長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	役員給与永久に損金算入されない項目 0.53
	交際費等永久に損金算入されない項目 0.81
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.09
	住民税均等割等 0.21
	税効果未認識差異 2.54
	その他 0.01
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引（注1）	1,099,573	短期貸付金	-

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注2）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注3)	科目	期末残高(千円)(注3)
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借(注1)	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払(注2) ハウジングサービス料支払(注2)	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(注) 当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注3)	科目	期末残高(千円)(注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引(注1) 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2)	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注3）	科目	期末残高（千円） （注3）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 （注4）	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 （注1）	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 （注2） ハウジングサービス料支払 （注2）	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- 4．同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 11,892円19銭	1株当たり純資産額 12,168円58銭
1株当たり当期純利益金額 276円33銭	1株当たり当期純利益金額 611円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度	当事業年度

(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年4月末現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成23年4月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
-------------	-----	----

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成22年11月29日
臨時報告書	平成23年1月12日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コースの平成22年10月8日から平成23年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コースの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成22年10月8日から平成23年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成22年10月8日から平成23年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成22年10月8日から平成23年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネーブルファンドの平成22年10月8日から平成23年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネーブルファンドの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)